

平成24年5月22日
宮 城 県

出荷制限指示後の管理の考え方
－野生鳥獣（イノシシ）－

1 出荷制限

本県においては、現在、市場等へのお荷及び流通のためのイノシシの解体処理施設はないが、角田市、丸森町、山元町のイノシシの捕獲を行う者に対し、県外を含め一切の出荷を行わないよう市町や猟友会を通じて要請する。

2 放射性物質検査

現在、昨年度に50ベクレル/kgを超える放射性セシウムを検出した地域において市町村ごとに3検体、その他のイノシシの捕獲が行われている市町村において1検体以上の検査を進めているが、今回の結果を受けて、角田市、丸森町、山元町及び周辺地域を中心に検査を強化する。